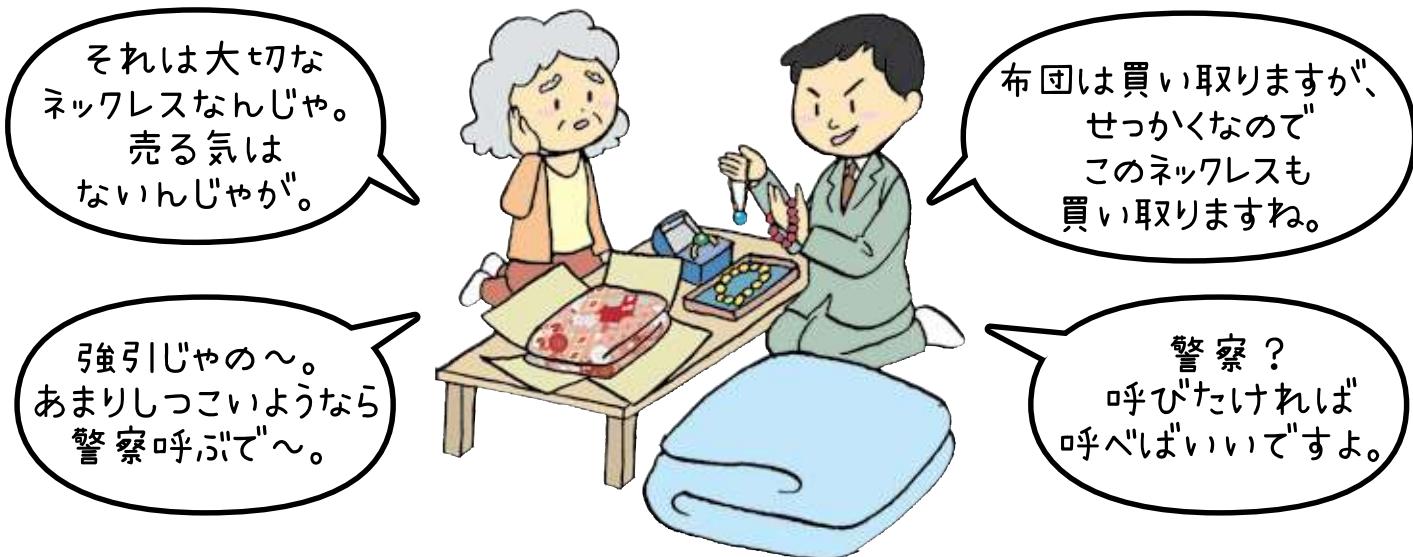


広島市消費生活センターだより

強引な訪問購入にご注意!



アドバイス

- 事業者が承諾なしに来訪し、買い取りの勧誘をすることは禁止されています。このような購入業者は家に入れないようにしましょう。
- 購入業者は、消費者が事前に承諾していない物品の売却を求めることはできません。売却を要求されてもきっぱり断りましょう。
- 納得して売却する場合でも、必ず契約書を受け取り、買い取る物品の特徴や価格等が契約書に記載されているか内容を確認しましょう。
- 訪問購入は、契約書交付から8日間はクーリング・オフが可能です。クーリング・オフ期間内であれば物品の引き渡しを拒否することができます。

困ったときは、一人で悩まず広島市消費生活センターにご相談ください。

広島市消費生活センター
☎082-225-3300

開館時間：10時～19時 休館日：毎週火曜日、12月29日～1月3日

〒730-0011 広島市中区基町6番27号 アクア広島センター街8階

※火曜日は広島県生活センターで相談を受け付けています。

☎082-223-6111(月～金曜日 9時～17時(12月29日～1月3日と祝日は休館))

相談無料
秘密厳守
です

